第IV章 校外の機関との連携のために

* * * **目次** * * *

1	気	になる児童生徒を支える連携
	(1)	気になる児童生徒を支える連携の考え方 ・・・・・・・・・・213
	(2)	保護者との連携で大切にすべきことは ・・・・・・・・・・・・・・214
	(3)	スクールカウンセラー(SC)
		・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携 ・・・・・・216
	(4)	外部との連携について①~医療等編~ ・・・・・・・・・・・218
	(5)	外部との連携について②~福祉等編~ ・・・・・・・・・・・・・220
	(6)	外部との連携について③~就労に向けて~ ・・・・・・・・・・222
2	教	育相談等の力を高めるコーディネートアイデア(例)
	(1)	聴き方、話し方 チェックシート ・・・・・・・・・・・・223
	(2)	保護者との教育相談の進め方 チェックシート ・・・・・・・・・224
	(3)	保護者との教育相談メモ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
	(4)	話の聴き方 演習シート ・・・・・・・・・・・・・・・・・228
	(5)	環境が会話に与える印象 演習シート ・・・・・・・・・・230
	(6)	話の仕方、話の聴き方 振り返り演習シート ・・・・・・・・・232
	(7)	リフレーミングに挑戦しよう 演習シート ・・・・・・・・・・234
	(8)	保護者への伝え方 演習シート ・・・・・・・・・・・・・・236
3	医	寮、福祉、就労等に関するコーディネートアイデア(例)
	(1)	様々な医療関係者 ~今さら聞けないOT、PT、STって何?~ ·····238
	(2)	障がい福祉サービスの概要を知りたい ・・・・・・・・・・・・239
	(3)	相談機関の概要を知りたい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
	(4)	福祉的就労について知りたい ・・・・・・・・・・・・・・・241
	(5)	社会が求める力~ある企業の例から~ ・・・・・・・・・・・・242
		A.A. CVA





(1) 気になる児童生徒を支える連携の考え方

(a)「連携」の前に知っておきたい目指すべき社会

内閣府の施策紹介で、目指すべき社会の方向性について次のように述べています。

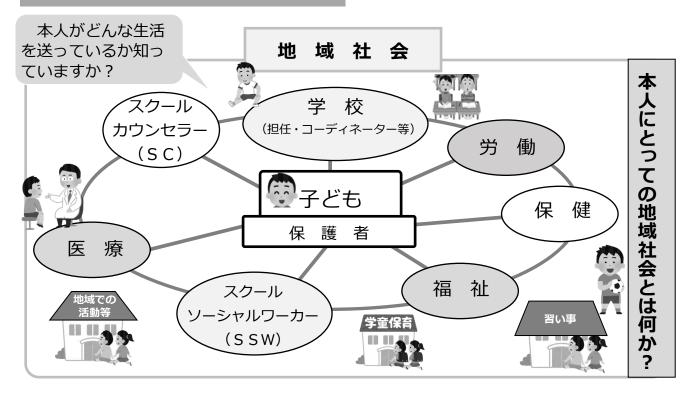
国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、**国民皆で子供や若 者を育成・支援し**、年齢や障害の有無等にかかわりなく**安全に安心して暮らせる「共生社会」** を実現することが必要です。

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



「共生社会」*1を実現するために、私たちは、子どもたちを取り巻く環境(地域)を知り、つながっていくことが大切です。 子ども・若者を育成、支援することは、私たち大人の責任です。

(b) 本人が安全に安心して暮らせる社会



気になる児童生徒が、地域社会の一員として、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするために、それぞれの関係者は何ができるのか、どのような連携が必要なのか、どのような役割があるのか、この章で紹介していきます!

誰のための連携? 何のための連携?

(2) 保護者との連携で大切にすべきことは

(a) 保護者との連携では欠かせない教育相談

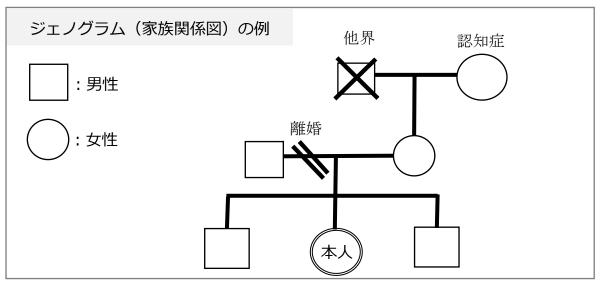
保護者とのやりとりは様々な形で行われていますが、特に、学習や生活、進路についてなど、児童生徒の教育上の課題や支援について話し合っていく教育相談は、保護者との連携を進めていく上で重要な位置づけにあると考えられます。国立特別支援教育総合研究所教育相談情報提供システム*1のページで、教育相談について次のように述べられています。

子どものこれからの生涯を見渡した上で、現在の発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を行う幅広い活動のことを言います。特に学校での教育相談では、教育上の課題や子どもの教育に関して、本人・両親・教師・専門家(例えば医師やカウンセラーなど)が評価や話し合いをする中で、教育に関する指導助言を受けたり、与えたりすることを言います。

(b) 保護者の家庭環境を理解する

保護者との教育相談を進めていく上で、まずは保護者のおかれている家庭環境を把握することが大切になります。保護者、児童生徒本人がどのような家庭の状況で生活をしているのかを把握することで、保護者との適切なやりとりにつなげていくことができます。

下図のような『ジェノグラム(家族関係図)』を活用することにより、視覚的に保護者、児童生徒を取り巻く環境を把握することができます。このように、家庭環境を把握することで、保護者の生活のスタイルや価値観、どんな家族支援が必要なのかなどを理解することができます。



【ジェノグラムについて】

時間的経過の中で、三世代以上の家族メンバーとその関係を視覚化した家系図の一種。家族関係図や世代関係図とも呼ばれる。家族の中で繰り返されている問題の特徴や、結婚、離婚、出産、死別など当事者にとって大きな影響を与えている出来事(ライフイベント)などと、その日付の把握によって、子ども自身や家族メンバーの歴史と現状を理解するために有効です。

^{* 1} 国立特別支援教育総合研究所教育相談情報提供システム < http://forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/?page_id=35>

(c) 保護者の背景を理解する

保護者は、子どもを育てる際に、何らかの悩みを抱えていることがあると考えら (れます。生徒指導提要では、以下の4つの視点で、「保護者とのかかわりが難しくなるとき」について示しています。教育相談では、このような保護者の背景を考えていくことが大切です。



ゆとりのなさ

◎ 保護者自身がゆとりに欠けている場合が少 なくない。



- ○経済的なゆとりに欠け、我が子の教育は二 の次とならざるを得ない状況があります。
- ○保護者の誰かが病気であったり、夫婦関係 や嫁姑関係、地域との関係などで悩み、親の 精神的エネルギーが吸い取られてしまってい る状況があります。

親行動を学び、身に付ける機会のなさ

◎保護者だからといって人格が完成しているとは限らない。



○適切な家庭教育を受けることなく育ち、それゆえによい親モデルに出会うこともないまま親になった保護者も少なくありません。手探りで育児をしている保護者の存在もあります。

生じている問題の重さ

◎トラブルの原因となる児童生徒の問題が 大きく、周囲がいろいろと手を尽くしても 容易に改善されない。



○多動やパニック、暴力、重度のコミュニケーションの困難さなどを伴う場合、問題は簡単に改善されないため、無力感や将来への不安などが存在する場合があります。

価値観の多様さ

◎保護者は保護者なりの教育意志を持って我が子を育てているものの、その価値観が教員や学校が重要視するものと大きく異なることがある。



○保護者自身が何を大事にして育って きたかにより、授業で求めるものや学 校に期待するものが違ってきます。

上記のような保護者の背景に目を向けることで、保護者がどのような状況におかれ、どのようなことに悩み、どのように子育ての難しさを感じているのかなどを理解することができます。教育相談では、このような保護者の背景を踏まえ、どのような対応が必要であるかを考えていきましょう。具体的な教育相談の方法等については、第IV章 – 2『教育相談の力を高めるコーディネートアイディア(例)』(223~237 p)で詳しく紹介していますので、ご覧ください。

理解しようとする心 相手の立場に立って考えたいですね!



(3) スクールカウンセラー (SC)・ スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携

(a) スクールカウンセラー(SC)の役割

スクールカウンセラー(以下 SC)は、児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしています。「スクールカウンセラーの効果的な活用のために」では、以下のように提示されています。

- ① 児童生徒に対する相談
- ② 保護者や教職員に対する相談・助言
- ③ 校内会議等(生徒指導委員会、生徒指導協議会等)への参加
- ④ 教職員や保護者、児童生徒への研修や講話
- ⑤ 相談者への心理的な見立てや対応
- ⑥ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦ T・Tによる授業(道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間、各教科等)
- ⑧ 小・中・高等学校との連携(授業訪問、保護者予約相談、教職員・保護者研修会等)

(b)スクールソーシャルワーカー(SSW)の役割

スクールソーシャルワーカー(以下:SSW)は、児童生徒や保護者、教職員との面談等により、児童生徒の学校生活での変化を的確にとらえ、児童生徒に関する情報を地域の関係機関から収集し、児童生徒自身や児童生徒の家庭環境等を理解したうえで、学校、家庭、関係機関等が連携し活動できるように連絡、仲介、調整を行う役割を担っています。「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」では、以下のように提示されています。

- ① 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
- ② 学校アセスメントと学校への働き掛け
- ③ 児童生徒及び保護者からの相談対応(ケースアセスメントと事案への働き掛け)
- ④ 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

SC は、児童生徒が抱える問題について、児童生徒本人や保護者に対して 心理的なアプローチで支援していきます。

一方、SSW は、児童生徒の家庭環境等を把握し、関係機関の連携を調整し福祉的なアプローチで支援していきます。それぞれの強みを理解した上で、学校は連携していくことが求められます。

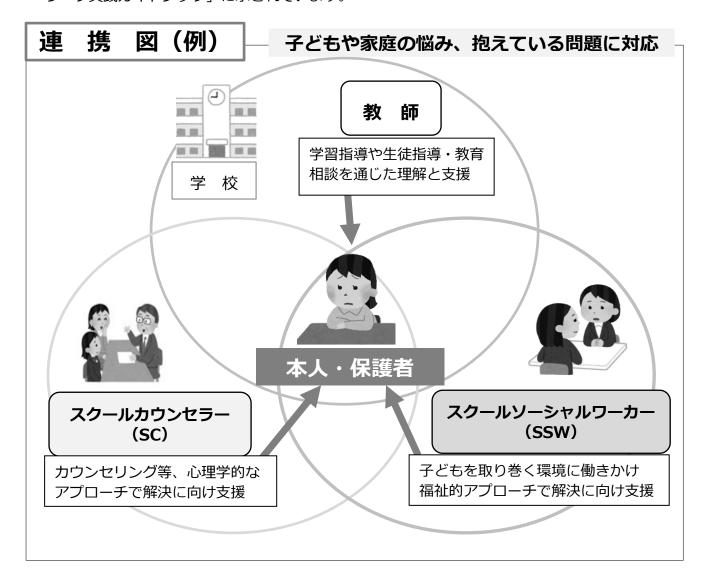


(c) SC、SSW、学校の連携のイメージ

学校は、必要に応じて、SCやSSWとの連携を進めていくことになります。

福島県では、SC は学校に、SSW は市町村教育委員会や各教育事務所等に配置となっています。 情報を共有し、共通理解を図っていくことが連携を進めていく上で大切なことです。

SCやSSWとどのように連携して子どもの支援を考えていくべきかが、「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」に示されています。





まずは、学校としての方針を明確にしていくことが大切です。その上で、それぞれの役割を明確にし、活かしながら、「何が課題なのか」「どうしていきたいのか」の共通理解を図り、連携していくことが求められます。

SC、SSW に 任せっきりになっていませんか?

(4) 外部との連携について①~医療等編~



医療機関に定期的に通っている生徒を、初めて担任します。どのように主治医と連携したらよいか分かりません。

(a) 医療との連携がなぜ必要なのか?

子どもの健康状態を知ることは、教育を進める上でとても重要な要素の一つです。主治医と連携し、その子の障がいや病気の状態、治療についての基本的な情報を得ることで、その子の今の 状態や学習活動を進める上での配慮事項を知ることができます。

(b) 医療との連携・協働を進めていくための教育側としての3つの留意点

①障がい・病気・安全・感染予防等についての理解

子どもの障がいや病気、治療等について基本的な情報を得ることはとても重要です。

②必要な情報の共有と管理の重要性

医療スタッフと必要な情報を共有しながら、子どもと家族への理解を深めることは、支援や指導の質を高めていくことに直結します。

③教育への理解を深める取り組み

子ども、保護者、そして医療スタッフにとって、教育のイメージは多様です。授業公開、学習 発表会、作品展示、学級通信等のさまざまな機会を活用しながら医療スタッフに伝え、理解を深 めていくことも教育側の大切な役割です。

~これらのことに留意して、主治医と連携していくことが大切です。~



医療機関との連携で気を付けることはありますか?

治療を目的とする医療と教育ではその目的が異なっていることを 念頭におくことです。

教員は、それぞれの子どもに合った教育活動を進めるため、 学校としてできる適切な対応の仕方を考えた上で、主治医からの助言 を得ましょう。

なお、医療との連携は、保護者の承諾を得て行う必要があります。



(c)「障がい」で見るのではなく、「今の状態」を見ることが大切

同じ障がい名や疾患名であっても、それぞれの子どもの状態や配慮事項は異なるので、障がい 等に関連してどのような生活上の制限や、困難があるのか、それに対し、どのような支援をすれ ばよいのか、一人一人について理解する必要があります。長期的な視点で教育活動を実践してい くためには、重要な情報となります。

また、アレルギーやアナフィラキシー、心疾患、腎疾患、てんかん等の状態など、主治医とよく相談し、今の個人の状態を理解して対応を確認しておきましょう。また、この他にも、学校における医療的ケアに関することや、発作等への対応に関することなどについても情報を収集しましょう。

病気のため日常生活に支援を必要とする子どもや入院している子どもへの支援については、福島県教育庁特別支援教育課のWebサイト、または、福島県特別支援教育センターWebサイト「入院児童生徒の学習支援」に掲載している「病気の子どもや入院している子どもの支援ガイド」*1をご覧ください。

展現の子どもや 入房している子どもの 支援がイト

(d)「聞く」だけではなく、今の状態を「伝える」ことも連携

私たちの見ている子どもの姿は外来の時のみ。 これに対して学校では長時間、子どもの様々な姿を見ています。その姿をぜひ伝えてください。

それが、その子の正確な"今の姿"を判断することにつながり、本人・保護者を含め、みなさんに必要な情報をお伝えすることができるのです。



ある専門医



お互い多忙な中でのやりとりです。保護者の同意を得ていても、直接の 面談や電話等が難しい場合は、質問事項とともに「最近の子どもの姿」と 題した学校での様子をまとめた簡単な文書を、保護者をとおして医師に渡 す例もあります。

医師も、その子どもの支援チームの一員です!「共に支える」ことを念 頭に、積極的に情報共有していきましょう。

子どもたちの医療等に関する情報 おろそかにしていませんか?

^{* 1} 福島県特別支援教育センターで、平成 28-29 年度調査研究において「入院児童生徒等の学習状況調査と支援体制の整備」に取り組んできました。具体的な連携例については、研究紀要第 31 号をご覧ください。

(5)外部との連携について②~福祉等編~

(a)福祉との連携について

平成24年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から示された「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)」の通知の中では、次のように述べています。

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所 (以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する 個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相 談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援 計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが 望ましい。

*下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「学びの連続性」と共に、子どもたちの「暮らしの連続性」が大切です。

(b) 福祉との連携・協働を進めていくための教育側としての3つの留意点

①様々な福祉サービス機関等の内容の理解

子どもがどのような福祉サービスを利用しているか、その内容を理解し、子どもたちの学校以外の生活を知ることがとても重要です。学校生活も、子どもにとっては生活の一部です。

②必要な情報の共有と役割分担

個別の教育支援計画、連絡ノート等を活用しての情報共有や本人のよりよい生活を考えてのケース会議を実施するなど、それぞれの役割分担を明確にし、子どもにとって安心で安全に過ごせるようにしていきます。

③子どもたちが「社会」で生活する姿をイメージした連携

生徒は高等学校等を卒業し、就労する時にも、何らかの困難さを抱えていることが多いです。 「卒業後の生活」を支えるために、在学中から成人になっても相談や支援を受けることができる 体制を連携しながら構築し、卒業後の生活につなげることが大切です。



福祉等のサービスっていろいろあって、よく分かりません。保護者からも「どこに相談したらいいの?」と相談されたのですが・・・。

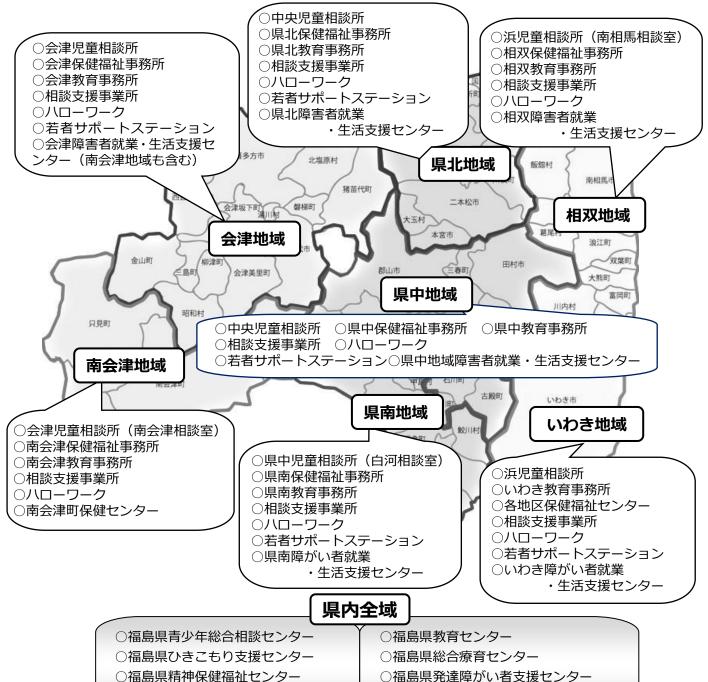
基本的には、住んでいる自治体(市町村)に問い合わせてみてください。相談したい内容について説明すれば、適切な相談窓口を紹介してもらえます。



(c) 県内各地の相談機関

《 悩んでいる青少年やご家族の皆さんが相談できる場所 》

参考:「ふくしま相談支援まっぷ」福島県青少年総合相談センター(平成29年6月)



障がい福祉サービスについては第Ⅳ章 – 3 (2) 『障がい福祉サービスの概要を知りたい』(239 p) で、相談機関については第Ⅳ章 – 3 (3) 『相談機関の概要を知りたい』(240 p) で紹介していますので、相談機関を選択する際の参考にしてください。

○福島県警察本部



一人で抱えない! 地域の総力で支える!

○福島県特別支援教育センター

(6) 外部との連携について③ ~就労に向けて~

(a) ライフステージの移行

生徒達は学校を卒業し、学校を中心とした生活から就労を中心とした生活に移行することになります。これまで学校生活の中で「個別の教育支援計画」に基づいて受けてきた支援を、卒業後も医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援を行っていけるよう引き継ぐ必要があります。

特別支援学校高等部では、「個別の教育支援計画」や現場実習の記録などを参考にして、「個別移行支援計画」を作成しています。生徒本人・保護者が必要とする支援を関係機関と共有し、支援やサービスがスムーズにつながるよう、進路先に引き継ぎます。

福島県自立支援協議会就労支援部会では、「障がい者の就労支援に関する共通フォーマットについて」のページで、「働きたい」を応援するツールとして『One-Step』を紹介しています。任意の様式『プラスシート』は、生徒本人が記入するタイプのシートですが、就労に向けた準備や卒業後の支援計画の基礎資料として活用が考えられます。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/one-step.html

(b) 障がいのある生徒の就労~基礎知識~

障がいのある生徒が就労を選ぶ時は、次のような選択肢が考えられます。 「福祉的就労」*1とは、福祉サービスを利用した就労のことです。

働	き方	就労先
6几六半24	一般雇用	企業等
一般就労	障がい者雇用	企業等
	職業訓練型	就労移行支援事業所
福祉的就労	雇用型	就労継続支援 A 型事業所
	非雇用型	就労継続支援 B 型事業所

一般雇用では、求人の選択幅 が広がりますが、配慮や支援を 受けることが難しくなる場合も あります。

82/4 S\$1005

障がい者雇用・福祉的就労では、求人の選択幅は狭くなりますが、ジョブコーチのサポートを受けたり、相談しやすい環境が得られたりするなど、配慮や支援がある中で働くことができる等のメリットがあります。

(c) 就労に向けた連携先

就労に向けた連携先として、以下の関係機関*2があります。

- ①ハローワーク
 - ※ハローワークには障がい者専用窓口があります。
- ②障害者就業・生活支援センター
- ③相談支援事業所
- ④福島障害者職業センター
- ⑤福島県青少年総合相談センター
- ⑥若者サポートステーション

就労に向けた手続き や卒業後の生活に不安 のある時は、障害者就 業・生活支援センターに 相談しましょう。

本人・保護者からの相 談を受けると共に、学校 等への情報提供を行っ ています。

- *1:第IV章-3(4)『福祉的就労について知りたい』(241p)をご覧ください。
- * 2:第IV章-1-(5)『外部との連携について②~福祉等編~』(220 p)、3(3)『相談機関の概要を知りたい』(240 p) をご覧ください。

- 222 -